

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	会計課	令和8年度 長会計第4号	指定金融機関総括事務委託		長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 ほか	公金取扱事務を総括する。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,100,000円	滋賀県大津市浜町1番38号 株式会社 滋賀銀行	公金の収納または支払事務の総括は指定金融機関が行うと地方自治法に規定されているため、本市の指定金融機関である滋賀銀行へ委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	会計課	令和8年度 長会計第6号	公金収納システム運用業務		長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 ほか	各金融機関が収納した公金を集約し市の口座へ収納する。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	2,596,000円	滋賀県大津市浜町1番38号 株式会社 滋賀銀行	公金の収納または支払事務の総括は指定金融機関が行うと地方自治法に規定されているため、本市の指定金融機関である滋賀銀行へ委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	会計課	令和8年度 長会計第7号	ロックバック方式の集金に関する委託		長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 ほか	指定金融機関に引き継ぐ公金等を、安全性を考慮した『ロックバック方式』で集金する。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	2,595,780円	滋賀県大津市浜町1番38号 株式会社 滋賀銀行	公金等を指定金融機関（滋賀銀行）へ安全かつ的確に引き継ぐため、集金業務を滋賀銀行へ委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号